

条例の制定・改正・廃止の直接請求（地方自治法第74条）手続き

2007年1月15日

やまがたの環境とくらしを考える会

寺町知正

tel/fax 0581-22-4989 携帯 090-1827-0949

1月15日 条例廃止の請求（市の選挙管理委員会に下記のを提出）

「代表者証明書交付申請書、条例廃止請求書、条例案」

たぶん16日 代表者証明書の交付・告示（1/50の法定数は、「504人」）

↓ 署名収集開始（最長1ヶ月間）。署名期間中も受任者を増やせる

たぶん2月16日 署名収集終了日

署名簿を選挙管理委員会に提出（署名収集期間満了の日の翌日から5日以内）

同時に受任者一覧を選挙管理委員会へ提出

↓ 選挙管理委員会による署名簿の審査、効力の決定及び証明（20日以内）

↓ 署名簿の縦覧（7日間）

↓ 選挙管理委員会から代表者に、確定署名数の証明書を交付し、署名簿を返還

↓ 請求代表者が市長に条例廃止を請求（5日以内）（「本請求」という）

↓ 長はこの条例廃止についての意見書を添えて議会に送付

議会招集（本請求から20日以内）

↓ 議会審議

↓ 可決の場合に公布される。

※ 条例案は、4月末の（県議や）市長の任期満了を念頭に、施行日を平成19年4月1日とした。（なお、任期満了の60日前で署名収集は中止との規定がある）以上